



## 登録条件

- ・ 5名以上の団体であり、うち過半数が松本広域連合管内にお住まいの方であること。
- ・ 「塩尻総合文化センターの利用について」に記載の注意事項などご理解のうえ、ご利用いただくこと。
- ・ 団体情報の公開、新規会員の受け入れにご協力いただくこと。

## 施設使用が認められない活動 (社会教育法第23条による)

### ①営利を目的とした活動など

- ・ 営利、慰安を目的とする各種興行
- ・ 物品の商品説明会及び販売（審査会が認めたものを除く）
- ・ 特殊販売等消費者保護上問題の発生しやすい講習会
- ・ 入社面接・入社試験
- ・ 姓名判断、人相、手相等鑑定・民間の身の上相談、民間の法律相談

### ②宗教活動団体及び宗教に係る活動など

### ③政治活動など

## 団体情報の公開、新規会員受け入れへのご協力について

新しい学習や活動、趣味を始めたいと思っている方を応援するため、塩尻総合文化センター総合受付や市ホームページで、登録団体の情報（団体名、活動内容・概要等、個人情報を含まない）を公開、提供しています。

塩尻総合文化センター登録団体には、原則として新しい会員の受け入れをしていただくというご理解のもとでご利用いただいております。

みなさまのご賛同とご協力に感謝いたします。

塩尻総合文化センターに具体的な問い合わせがあった際には、

「代表者のお名前、電話番号」をお知らせして、問い合わせいただいたご本人から、団体の代表者へ直接連絡をしていただいておりますのでご承知おきください。